

介護保険制度（地域支援事業）の取扱い変更への対応について

1 主旨

区では、介護者の負担軽減を図り、高齢者等の福祉の向上に資することを目的に、介護保険法第 105 条の 45 第 3 項に規定する地域支援事業（任意事業）として、介護保険地域支援事業交付金等を財源に、高齢者等紙おむつ支給等事業を実施している。

今般、第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間（令和 3 年度から令和 5 年度。以下「第 8 期計画期間」という。）における地域支援事業の支給要件が示されたが、この支給要件にあわせて区事業を実施する場合、現行対象者のうち 4 割程度が対象外となり、また、適用までに十分な準備及び周知期間が必要である。

このことから、第 8 期計画期間は、現行の高齢者等紙おむつ支給等事業の対象要件を維持することとし、地域支援事業の支給要件の対象外となる区の対象者に係る事業を一般会計予算により実施するほか、その他所要の見直しに取り組む。

2 経緯

- 昭和 56 年 5 月、在宅寝たきり老人紙おむつ支給を開始
- 平成 18 年 4 月、地域支援事業創設に伴い、高齢者等紙おむつ支給等事業を地域支援事業（任意事業）に移行
- 平成 27 年 2 月、国がおむつ等介護用品の支給を地域支援事業（任意事業）の対象外とすることを決定。区では、同決定に伴う例外的な激変緩和措置を活用し、地域支援事業として事業を継続
- 令和 2 年 11 月、「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて（以下「国通知」という。）」により、第 8 期計画期間の支給要件が示される。

3 世田谷区高齢者等紙おむつ支給等事業の概要

	紙おむつ支給（現物支給）	おむつ代助成（助成金支給）
事業概要	在宅でおむつを常時使用している方に、紙おむつを月 1 回自宅に配送する。支給対象商品ごとに点数を設定し、上限 40 点（1 点 100 円相当）までを 1 ヶ月 500 円で支給する。	病院に入院している方を対象に、紙おむつの支給に代えて月額 5,000 円を限度に助成する。
対象者	2 月以上失禁状態かつ要介護 3～5	病院に入院している方等
令和元年度 利用状況	月平均注文点数は 44.7 点 年度末支給者数 4,705 人 219,981,380 円	月平均助成額は、4,700 円 年度末登録者数 1,383 人 47,715,567 円
	執行額 267,696,947 円 財源内訳	国 (38.50%) 103,063,325 円 都 (19.25%) 51,531,662 円 区 (19.25%) 51,531,662 円 介護保険料 (23%) 61,570,298 円

要介護認定者の増加に伴い対象者数は増加傾向にあり、現行サービスを維持した場合、2025 年度には事業費が約 3 億 4 千万円となることが見込まれる。（平成 30 年度試算）

#### 4 令和2年11月、国通知の支給要件（概要）

所得の要件	本人課税者は、対象外とする。 本人非課税・世帯員課税者には年間6万円の支給上限を設ける。
個別の状態の要件	要介護4以上の者を対象とする。 要介護4未満又は要介護認定を受けていない者のうち、介護認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者（例外的取扱いとして、「ズボン等の着脱」等の項目の特記事項で必要性が認められる場合も対象とする。）を対象とする。

#### 5 介護保険制度（地域支援事業）の取扱い変更への対応（見直し案）

国は、これまでおむつ等介護用品の支給を原則、地域支援事業（任意事業）の対象外だが、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討すること等を要件として、継続を可とし、具体の支給要件を示してこなかったため、区は、区が定める対象者の要件により高齢者等紙おむつ支給等事業を地域支援事業（任意事業）として継続してきた。

一般の国通知により、初めて支給要件が示され、令和3年度以降は、この要件に該当しない者へ的高齢者等紙おむつ支給等事業は、地域支援事業（任意事業）として実施できなくなる。

おむつを必要とする在宅高齢者及びその介護者にとって、在宅介護（排せつケア）の負担軽減として高齢者等紙おむつ支給等事業の必要性は高いことから、国通知による現行事業への影響を考慮したうえで、国の例外的な激変緩和措置を活用しながら段階的な見直しに取り組む。

- (1) 第8期計画期間は、現行の高齢者等紙おむつ支給等事業の対象者の要件を維持する。引き続き介護保険制度（地域支援事業）の例外的な激変緩和措置を活用し、地域支援事業として事業を実施し、当該支給要件の対象外となる対象者に係る事業を一般会計予算により実施する。

(下図参照)

現行要件	課税	非課税	国通知の対象範囲
要介護3～5	○	○	要介護4未満又は認定なしは、個別の状態の要件を満たす場合は対象
要介護1・2	×	×	
要支援1・2	×	×	介護保険事業会計の対象
入院中（認定なし）	○	○	
認定なし	×	×	

一般会計予算の対象

- (2) 紙おむつ支給（現物支給。障害者紙おむつ支給事業含む）は、支給対象商品ごとに点数を設定し、上限40点/月（1点100円相当。障害者、高齢障害者は上限50点/月。）までを利用者負担金500円/月で支給している。商品点数を1点100円として換算したときに、当該商品の実勢価格と乖離がある商品について、点数の見直しを行う。

効果額（紙おむつ支給（高齢者現物支給分。令和3年度見込み）： 18,392千円

6 令和3年度事業経費（概算）

	介護保険事業会計	一般会計	合計
紙おむつ支給（現物支給） （のべ支給者数）	132,090 千円 （34,603 人）	81,607 千円 （23,068 人）	213,697 千円 （57,671 人）
うち一般財源	25,427 千円	81,607 千円	107,034 千円
おむつ代助成（助成金支給） （登録者数）	28,959 千円 （833 人）	19,306 千円 （556 人）	48,265 千円 （1,389 人）
うち一般財源	5,575 千円	19,306 千円	24,881 千円
合計	161,049 千円	100,913 千円	<b>261,962 千円</b>
うち一般財源	31,002 千円	100,913 千円	131,915 千円

7 今後のスケジュール（予定）

令和3年 3月 区民・利用者あて周知  
 令和3年 4月 見直し案適用開始